

M&C Media and Communicationの本

表現する人の 著作権



copy
right

文章、デザイン、ネット、編集…
表現活動における著作権の疑問を
わかりやすく説明！

本書について

本書は著者が創作活動をしているときに感じた著作権上の疑問点を中心に、著者独自の調査でまとめたものです。

最新の法令や判例をもとに記述するように努めましたが、記述内容において万一最新の判例解釈と異なるようなことがありましたら、恐れ入りますが、ご一報ください。適宜反映させていただきます。

また、著作権問題を論じる場合、商標権や不正競争防止法との関係が重要になってきます。しかし、本書では「初心者にもわかりやすく」という編集方針や紙幅の関係により、それらについては十分に論じられていない点をご理解ください。

上述しましたように内容の正確さには十分配慮しておりますが、本書を利用したことに起因する損害その他については、いっさい補償等に応じられませんのでご了承ください。



はじめに

私はフリーライターおよび広告のコピーライターとして7年間仕事してきました。今も現役のライターです。これまで雑誌、ネット、新聞、フリーペーパーなどさまざまな媒体に文章を書きました。

ところでこの7年間、何度も疑問に思ったのが著作権の問題です。「他人の文章を引用したいけれど著作権の侵害になるのか?」「自分が書いた広告コピーの著作権はどうなっているのか?」

仕事仲間のライターやイラストレーターに著作権について聞いてみると、みなそれぞれ疑問をもちながら、仕事を進めていることも知りました。

そこで、いわゆるクリエイターと呼ばれている人たちに向けて、著作権についての疑問をできるだけわかりやすく説明した本を書いてみたいと思うようになりました。そうしてできあがったのが、この「表現する人の著作権」です。

心がけたのは「わかりやすく」と「できるだけ具体的に」ということです。どこからでも読めるように、基本的に1ページで完結する形にしています。

本文中、同じ内容を何度か説明したところもあります。それは重要な内容なのであえてそうしました。

蓬田 修一



目次

はじめに……3

第1章 著作権キホンのQ & A

- Q 著作権は登録しないとダメ?……8
- Q ©はつけないとダメ?……9
- Q (R)、TMとはどういう意味?……10
- Q 著作権はいつ切れる?……11
- Q アイデアに著作権はある?……12
- Q キャッチコピーに著作権はある?……13
- Q 新聞の見出しに著作権はある?……14
- Q 新聞の死亡記事に著作権はある?……15
- Q データベースに著作権はある?……16
- Q 本、映画、CD、DVDなどのタイトルに著作権はある?……17
- Q ネーミングに著作権はある?……18
- Q 建築物に著作権はある?……19
- Q 子どもが描いた絵に著作権はある?……20
- Q 著作権は譲渡できる?……21
- Q 父が書いた本の著作権は相続できる?……22
- Q 社内プレゼン用でも著作物のコピーは著作権の侵害?……23
- Q 「著作権フリー」は、著作権を放棄していること?……24
- Q キャラクターには著作権がないって本当?……25

第2章 編集・ライティングのQ & A

- Q 本の監修者に著作権はある?……27
- Q 引用にも許諾が必要なの?……28
- Q 文章を引用するとき気をつけることは?……29
- Q 写真や絵を引用したいときは?……30
- Q 漫画のコマは引用できる?……31
- Q 歌詞を引用したいときは?……32
- Q レイアウトの都合で著者の原稿の一部をカット。著作権の侵害?……33
- Q 入稿した原稿は、著作権も編集部(出版社)へ自動的に移る?……34
- Q 編集著作物とは?……35



- Q 出版権とは?.....36
- Q ゴーストライターに著作権はある?.....37

第3章 デザインのQ & A

- Q 江戸時代の浮世絵に著作権はある?.....39
- Q 雑誌のレイアウトに著作権はある?.....40
- Q 作品を納品したら著作権も移転する?.....41
- Q クライアントからの依頼で制作したデザイン物の著作権は誰にある?.....42
- Q 会社の業務でつくった作品の著作権者は会社? それともデザイナー?.....43
- Q 複数の写真を使ってコラージュをつくる時、著作権侵害にならないよう気をつけることはなに?.....44
- Q 納品時に著作権までクライアントに譲渡した作品は、自分のサイトに実績として掲載できる?.....45
- Q 写真を参考にしてイラストを描いた場合、どこまで似ていたら著作権の侵害になる?.....46

第4章 ネットのQ & A

- Q リンクは相手の許諾がいる?.....48
- Q 友人に出したEメールに著作権はある?.....49
- Q サイトに書き込まれた投稿の著作権者はだれ?.....50
- Q HTML や CSS のソースに著作権はある?.....51
- Q サイト画面をプリントアウトしたら著作権侵害って本当?.....52
- Q You Tube では著作権侵害の動画も見られるのですが.....53
- Q 「ナップスター」ってなんだったの?.....54

第5章 著作権が侵害されたときのQ & A

- Q 自分の作品が勝手に使われていたときの対処法は?.....56
- Q 侵害額はどう算定する?.....57
- Q 著作権を侵害されないためには?.....58
- Q 著作権の相談はどこに?.....59

第6章 著作権法のQ & A



- Q なぜ著作権はあるの?.....62
- Q 著作物ってなに?.....63
- Q 著作者と著作権者は違う?.....66
- Q 著作財産権ってなに?.....67
- Q 著作者人格権ってなに?.....70
- Q 肖像権ってなに?.....72
- Q パブリシティ権ってなに?.....73
- Q 著作隣接権ってなに?.....74
- Q 二次的著作物ってなに?.....75
- Q 海賊版を購入したら罪になる?.....76
- Q もし著作権を侵害したら、どんな処罰を受けるの?.....77

第7章 著作権の重要判例

- 手紙に著作権はある?.....79
- 掲示板の書き込み記事に著作権はある?.....80
- 編集者が原稿に勝手に手を入れるのは著作権侵害?.....81
- 偶然に同じ作品ができた場合、著作権の侵害になるか?.....82
- キャラクターの無断利用は著作権侵害か?.....83
- 漫画のコマの引用は認められるか?.....84
- パロディ作品はオリジナル作品の著作権侵害となるか?.....85
- タレントの肖像権は財産権か?.....86
- 無断で自分の肖像を利用された有名人の権利について.....87

- あとがき.....88
- 参考文献.....89





第1章
著作権
キホンの
Q&A



Q 著作権は登録しないとダメ?

A 著作権は著作物をつくれれば自動的に発生します。登録の必要はありません。



プロ・アマ問わず著作物を創作すれば、著作権は自動的に発生します。印刷物として出版したり、ウェブサイトアップしたりする必要もなく、創作した時点で自動的に発生する権利です。

自動的に発生しますから、役所や団体に届け出たり、登録する必要もありません。文化庁では著作権の登録を行っていますが、これは著作者の実名や公表日などを法的に証明したり、著作権が譲渡されたときに第三者に対抗(＝主張)するためのものです。文化庁への登録と、著作権という権利の発生とは一切関係がありません。

ところで「第三者への対抗」という法律用語が出てきましたので、少し説明しておきましょう。

たとえば著作権をもっているAさんが、自分のもっている著作権をB社に譲渡したとします。

その後C社からAさんに対して「あなたのもっている著作権を売ってくれ」といわれたのでAさんはC社にも譲渡してしまいました。2重譲渡です。この場合、B社とC社のうち先に登録を済ませたほうが著作権を主張できます。これを「第三者への対抗」といいます。

もし、あとから譲渡されたC社が先に登録してしまうと、B社は著作権を主張できないことになってしまいます。

Q ©はつけないとダメ?

A なくても著作権は保護されます。



印刷物やウェブサイトなどでは©を頻繁に見かけますが、実は©がなくても著作権は保護されます。では、どうして©をつけるのでしょうか？

ひとつは慣習だからです。著作権者たちが「以前からつけていたから、とりあえずつけておこう」と、あまり深く考えずに©をつけているということがあると思います。

もうひとつは著作権者が「これはわたしの作品です！ わたしの著作権を侵害しないで！」と警告の意味でつけることも多いです。

日本においては、特別の登録や申請をしなくても、著作物を創作した時点で自動的に著作権が発生します。これを「無方式主義」といいます。

無方式主義においては©をつける必要はありません。しかし、日本以外の国では少数ですが無方式主義を採用していない国もあります。そういう国では著作権の登録を行わないと著作権は保護されません。これを「方式主義」といいます（かつてアメリカがそうでした）。

そこで「無方式主義」と「方式主義」との間で、著作権の保護について調整する必要が出てきました。そのため、1952年「万国著作権条約」が成立し、©をつけることによって、無方式主義の国でも方式主義の国でも、著作権を保護することにしたのです。

このように©は日本においては警告以外にあまり意味をなしません。ただし、ウェブサイトの場合は全世界から見ることができるので、©を表示しておいたほうがいいでしょう。



Q (R)、TMとはどういう意味?

A (R)は商標登録済みであること、TM はトレードマークであることをあらわします。



(R)も TM もアメリカで使われているマークです。日本でも使われることがありますが、慣習的に表記されているにすぎず、これらのマークを定める法律は日本にはありません。

(R)は「商標登録済み」という意味で、Registration Symbol の略です。企業名や商品名の後ろに表示されているのをよく見かけます。

では日本で登録済み商標がどう表示されているかというと、「〇〇〇は×××社の登録商標です」や「登録商標題〇〇〇〇〇号」という表記がよくされます。

ただし日本の商標法ではこうした表記は義務ではなく、「表示するのが望ましい」とされているだけです。

一方、TM マークですが、これは Trademark の略です。(R)と同様、アメリカでの表記方法ですが、(R)と違い TM は商標が登録されている必要はなく、「自社の商品名である」ということをアピールするためにつけられているものといえるでしょう。

Q 著作権はいつ切れる？

A 著作者が死んだ翌年から 50 年後です。



著作物の保護期間は、著作者が死亡した翌年から起算して 50 年間です。その期間を超えると、著作者の許諾なしに誰でも自由に著作物を利用できるようになります。

この自由に利用できるようになった著作物のことを「パブリック・ドメイン」（公有物）と呼びます。

たとえば、80 歳まで生きたアーティストが、20 歳のときに作品をつくったとします。この作品が「パブリック・ドメイン」になるのは、アーティストが 80 歳で死んで、さらに 50 年後ですから、作品がつくられてから 110 年後ということになります。

パブリック・ドメインになるのは「著作者」の死後 50 後です。「著作権者」ではありませんから注意しましょう。なお、作品が匿名、変名、団体名義で発表されていた場合は、公表の翌年から 50 年後に著作権が切れます。

著作権が切れた作品は許諾なく使用することができますが、勝手に改変することは許されません。改変したい場合は、著作者の遺族らに許諾をもらう必要があります。

また、映画だけは保護期間が長く、公表の翌年から 70 年間です。2004 年にそれまでの公表後 50 年間から 70 年間に延びました。延長した理由は、アメリカや EU 諸国が 90 年代後半に 50 年間から 70 年間に延ばしたからです。日本もこれにあわせて延長しました。



著者:蓬田(よもぎた) 修一
(東北新幹線の車内にて)

「表現する人」の著作権 [電子書籍版]

2008年1月31日発行

著者 蓬田 修一
株式会社 M&C メディア・アンド・コミュニケーション

発行所 株式会社 M&C メディア・アンド・コミュニケーション
〒273-0047
千葉県 船橋市 藤原 7-10-21
TEL 047-430-3766 FAX 047-430-4766

©YOMOGITA Shuichi, M&C Media and Communication
本書の無断複製・転載を禁じます。

